

## 保育所整備の個別審査基準（創設）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(創設)	最高得点	配点内訳(創設)	点数配分	備考
1 各種保健福祉計画等との整合性 (配点 15点)	各種保健福祉計画等に適合すること。	(1) 定員の規模  (2) 延長保育、一時預かり事業及び休日保育  (3) 環境に配慮した施設整備計画	5 7 3 15	① 定員設定が最も供給不足解消に寄与する(他事業者の整備計画との相対評価) ② 定員設定が2番目に供給不足解消に寄与する(他事業者の整備計画との相対評価) ③ 定員設定が3番目に供給不足解消に寄与する(他事業者の整備計画との相対評価)  ④ 延長保育(2時間)及び一時預かり事業の両方とも実施 ⑤ 延長保育(1時間)及び一時預かり事業の両方とも実施 ⑥ 日曜及び祝日に休日保育を実施する計画  ⑦ 「整備を推進する設備・技術」を3項目以上導入 ⑧ 「整備を推進する設備・技術」を2項目導入 ⑨ 「整備を推進する設備・技術」を1項目導入	5 3 2 2 1 5 3 2 1 15	該当するもの いずれか
2 設置地域における当該施設の必要性 (配点 13点)	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。	(1) 保育所の設置の整備優先度  (2) 保育所の設置に適した周辺環境	8 5 13	① 優先整備地域A ② 優先整備地域B ③ 優先整備地域C  ④ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が最も多い(他事業者の整備計画との相対評価) ⑤ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が2番目に多い(他事業者の整備計画との相対評価) ⑥ 設置予定地から半径1km以内に所在する認可保育所及び認定こども園の超過入所者数及び待機児童数が3番目に多い(他事業者の整備計画との相対評価)	8 5 2 5 3 2 13	該当するもの いずれか
3 用地の確保状況 (配点 10点)	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の本方針(平成12年1月21日大長助役決裁)の貸与基準に合致すること。	(1) 屋外遊戯場の確保状況  (2) 事業の用に供する土地の保有形態	5 5 10	① 必要な屋外遊戯場の面積を全て地上に確保 ② 必要な屋外遊戯場の面積の50%以上を地上に確保し、残りを屋上等に確保 ③ 必要な屋外遊戯場の面積の50%未満を地上に確保し、残りを屋上等に確保  ④ 全ての土地を自己所有する又は国若しくは地方公共団体から貸与を受ける ⑤ 土地を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受け、地上権又は賃借権を設定し登記できる	5 4 3 5 3 10	該当するもの いずれか
4 計画施設の基本プラン (配点 35点)	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱(設備及び運営に関する基準)等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に保健福祉局保健福祉部長等の意見を聞くこと。	(1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋外遊戯場(保育室等)の面積  (2) 児童の安全確保  (3) 調理室の面積  (4) 衛生設備  (5) 通園への配慮  (6) 施設長予定者の資格要件	10 3 2 1 6 2	① 年齢ごとの定員の120%以上に対応する各保育室等の面積を確保 ② 年齢ごとの定員の115%以上に対応する各保育室等の面積を確保 ③ 年齢ごとの定員の110%以上に対応する各保育室等の面積を確保 ④ 年齢ごとの定員の105%以上に対応する各保育室等の面積を確保  ⑤ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の全てを1階に配置 ⑥ 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の全てを2階以下に配置  ⑧ 調理室の面積が札幌市の推奨面積以上 ⑨ 調理室の面積が札幌市の推奨面積の75%以上  ⑩ こども用大便器が“定員の1/20+1個”以上、こども用小便器が“定員の1/30+1個”以上  ⑪ 定員の1/10以上の駐車台数を確保(小数点未満端数切上げ) ⑫ 定員の1/15以上の駐車台数を確保(小数点未満端数切上げ) ⑬ 定員の1/20以上の駐車台数を確保(小数点未満端数切上げ) ⑭ J R駅又は地下鉄駅から800m以内の立地にある  ⑮ 保育所等(※)に2年以上従事した経験を有する者を配置 ⑯ 上記と同等以上であると認められる者を配置	10 7 4 2 3 1 2 1 1 1 4 2 1 2 2 1 1 2 2 1 1	該当するもの いずれか

## 保育所整備の個別審査基準（創設）

審査事項	共通審査基準	個別審査基準(創設)	最高得点	配点内訳 (創設)	点数配分	備考
		(7) 保育所の運営に関する計画	4	⑯ 虐待対策に関するマニュアルを整備 ⑰ 災害対応及び事故防止に関するマニュアルを整備 ⑲ 整備決定後、速やかに地域住民を対象とした説明会を実施 ⑳ 地域と交流及び連携を図る具体的な計画がある	1 1 1 1	
		(8) 事業内容の自己評価と改善の取組	2	㉑ 第三者評価を実施して結果を公表する ㉒ 第三者評価を実施するが結果は公表しない、又は自己評価を実施して結果を公表する	2 1	該当するもの いずれか
		(9) 職員への処遇に対する計画	1	㉓ 職員休憩室、ロッカーハウス等を設置	1	
		(10) 職員研修に関する計画	2	㉔ 職員研修に関する具体的な計画がある ㉕ 職員研修に関する計画がある	2 1	該当するもの いずれか
		(11) 地域型保育事業所との連携計画	2	㉖ 卒園後の受け皿枠を確保	2	
			35		35	
5 資金計画 (配点 10点)	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。 ※ 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。	(1) 当初資金の確保状況	5	① 当初資金の全部を自己資金で確保 ② 当初資金の全部又は一部について、個人又は団体からの寄附が確実で連帯保証人を確保	5 3	該当するもの いずれか
		(2) 借入金の状況 (借入金償還財源が確保されているとは、寄附が確実であり、連帯保証人も確保されている、又は保育所を運営する社会福祉法人等で、処遇改善等加算の基礎分又は既存事業の余剰金の範囲内であり、繰り入れが確実であることをいう。)	5	③ 借入を行わない ④ 借入金の割合が設置者負担総額の20%未満で、償還財源を確保 ⑤ 借入金の割合が設置者負担総額の40%未満で、償還財源を確保 ⑥ 借入金の割合が設置者負担総額の60%未満で、償還財源を確保 ⑦ 借入金の割合が設置者負担総額の80%未満で、償還財源を確保	5 4 3 2 1	該当するもの いずれか
			10		10	
6 設置主体の事業実績 (配点 7点)	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りではない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 ※ この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 ※ 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。	(1) 既存園の運営状況	5	① 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない（過去3年間） ② 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間） ③ 札幌市からの文書指導事項（重大）又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目途が立っている（過去3年間）	5 3 1	該当するもの いずれか
		(2) 運営する保育施設等	2	④ 3以上の認可保育所、認定こども園、幼稚園を運営 ⑤ 1以上の認可保育所、認定こども園、幼稚園を運営	2 1	該当するもの いずれか
			7		7	
7 設置主体の役員構成 (配点 5点)	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。	(1) 設置者	5	① 設置者が社会福祉法人又は学校法人 ② 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含んでいる ③ 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者で、保育所運営に関しの設置者の相談に応じ、又は意見を述べる運営委員会を設置	5 3 1	該当するもの いずれか
			5		5	
8 準備状況 (配点 5点)	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。	(1) 理事会等の議決	5	① 理事会等（設立準備委員会）で施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議している	5	
			5		5	
			100		100	

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいう。

### 【優先順位の決定方法】

- ① 各項目の合計点数（100点満点）により審査を行う。
- ② ①においても、優先順位が同点の場合は、上記の審査事項1-(1)、2、4の順で評点の高い方を優先順位上位とする。